

川崎市営霊園

新形式墓所（壁面型・芝生型・集合個別型）ご利用上の手続等について

（令和6年4月改訂版）

川崎市営霊園（早野聖地公園）の新形式墓所（壁面型・芝生型・集合個別型）のご利用にあたり、必要な手続きの概要は次のとおりです。なお、墓地内土地一時利用申請を除くすべての申請や届出等は原則として、利用者ご本人様が手続きしていただきます。利用者ご本人様がお手続きに来られない場合は、表中の書類や利用者の印鑑等の他に、委任状・代理の方の身分証明証（運転免許証等）が必要となります。なお、委任できる方は原則ご親族に限ります。

1 ご遺骨の埋葬・改葬・分骨

ご遺骨をお墓に納める場合や、納骨されているご遺骨を他の墓地に移す場合は、事前のお届けが必要となります。

無届けで埋葬等を行うことは、法律違反となりますので、ご注意ください。

なお、納骨やご遺骨の取り出しに伴うカロート（納骨施設）上の排石は、利用者又はその代理の方が開閉するようお願いいたします。納骨できるのは焼骨（遺髪、その他これに類するものを含む）に限られます。

（別表1，2，3，12，13参照）

2 墓地利用者の名義変更（承継）

利用者の死亡等により名義を変更（承継）するときは、すみやかに届け出て、市長の許可を受けてください。

なお、承継者は原則として6親等以内の血族か3親等以内の姻族で、祭祀を主宰する方となります。利用者と承継者の関係によって必要書類が異なりますので、あらかじめ事務所までお問い合わせください。

（別表4参照）

3 住所・本籍・氏名の変更

住所・本籍・氏名を変更されたときは、すみやかに届け出てください。

住居表示の実施等による住所変更でも届け出が必要です。

（別表5，6，7参照）

4 墓地利用許可証の再交付

墓地利用許可証を紛失又は汚損されたときは、再交付を受けてください。

（別表8参照）

5 墓地利用許可証の有効期間満了に伴う更新

新形式墓所の墓地利用許可証には10年間の有効期間があります。期間の満了に伴い、更新手続きをするときは、有効期間満了の日の1年前から満了日までの間に申請してください。

（別表9参照）

6 埋葬場所（墓所）の返還

利用されている墓所が不用になったときは、返還手続きを行い、埋葬場所を原状に復して返還していただきます。利用許可の日から3年以内の場合は、納入された使用料の半額をお返しいたします。（別表10参照）

7 新形式墓所への設備設置

新形式墓所に名板等の設備を設置するときは、事前に届け出て許可を受けてください。

なお、規則により設置範囲の制限などがあり、名板への刻印は原則として利用者又は埋蔵者の家名（例「〇〇家」2家名まで）若しくは抽象的表現（例「やすらぎ」「和み」など）としていただきます。利用者の家名とすることができない等、特別な事情がある場合にはご相談ください。

また、利用場所の誤り等を防止するため、名板の早期設置にご協力をお願いいたします。

詳しくは、各墓所形式の設備設置のリーフレットをご参照ください。（別表11参照）

◎ 利用上のご注意

- 1 利用者が次に該当する場合は、川崎市墓地条例により利用許可を取り消されることもありますのでご注意ください。
 - (1) 利用者が死亡した日から3年を経過しても承継人がいないとき。
 - (2) 2年以内に墓所の利用をはじめないとき。
 - ※ 埋葬するご遺骨がない場合も「名板」を設置してください。
 - (3) 3年間管理料を納めないとき。
 - ※ 管理料は「納入通知書」を郵送いたしますので、記載されている期日までに、指定の金融機関で払い込んでください。
 - (4) 墓地以外の目的に利用したとき。
 - (5) 他人へ転貸したとき。
 - (6) 川崎市墓地条例又はそれに基づく命令に違反したとき。
- 2 新形式墓所の名板、墓誌、花立て、水鉢、線香立て等の盗難、損傷等につきましては、一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- 3 管理の都合上、納骨施設等を確認することがありますので、ご了承ください。
- 4 人間以外（ペット等）の遺骨を埋葬することはできません。

川崎市早野聖地公園事務所 〒215-0016 川崎市麻生区早野 732 番地

電話 044-987-7855 FAX 044-322-0807

別 表

No.	手続き内容	ご用意いただくもの	説 明	手数料
1	市営霊園への納骨 <ul style="list-style-type: none"> ・市営霊園への埋葬 ・他の墓地から 市営霊園への改葬 ・他の墓地から 市営霊園への分骨 	墓地利用許可証 埋火葬許可証 } 改葬許可証 } のいずれか 分骨証明書 }	埋・改葬等を行う場合は事前の届け出が必要です。 納骨に伴うカロート（納骨施設）上の拝石は、利用者又はその代理の方が開閉するようお願いいたします。	無料
2	市営霊園から 他の墓地への改葬	墓地利用許可証 * 改葬先の所在地・名称	事務所でのお手続き後、お渡しする書類を所轄の区役所に持参し、区長の許可を得る必要があります。ご遺骨取り出しに伴うカロート（納骨施設）上の拝石は、利用者又はその代理の方が開閉するようお願いいたします。 *改葬先の所在地等はメモ書きで構いません。	一体につき 300円
3	他の墓地への分骨	墓地利用許可証 * 分骨先の所在地・名称	本骨は市営霊園に納めたまま、他の墓地に分骨する場合の手続きです。 *分骨先の所在地等はメモ書きで構いません。	一体につき 300円
4	名義変更（承継）	<p>承継には、利用者が死亡したときや、祭祀を主宰することが困難になった場合など条件があります。 変更の理由や利用者と承継者の関係によって必要な書類が各々異なりますので、必ず事前に事務所までご相談ください。</p> <p>※主な変更事由別の必要書類については、本資料の 5、6、7ページをご参考ください。</p> <p>※承継手続き必要書類（変更理由別） 5ページ</p> <p>※承継手続き事例図 6、7ページ</p>		1,300円
5	住所変更	墓地利用許可証 住民票(本籍記載) } 運転免許証 } のいずれか マイナ保険証 } (資格確認書) *住居表示実施の場合、上記の他 住居表示の通知書 } も使えます お知らせのはがき }	転居や住居表示の実施で住所に変更があった場合のお手続きです。長期間お手続きに来ることができない場合には、郵送で登録情報を変更することができます。郵送の場合の必要書類等の詳細は、早野聖地公園事務所までお問い合わせください。	無料
6	本籍変更	墓地利用許可証 住民票(本籍記載) } 戸籍謄本・抄本 } のいずれか	本籍に変更があった場合のお手続きです。長期間お手続きに来ることができない場合には、郵送で登録情報を変更することができます。必要書類等の詳細は、早野聖地公園事務所までお問い合わせください。	無料

No.	手続き内容	ご用意いただくもの	説明	手数料
7	氏名変更	墓地利用許可証	氏名に変更があった場合のお手続きです。	無料
		戸籍謄本・抄本のいずれか		
8	墓地利用許可証の再交付	住民票(本籍記載)	再交付後に旧許可証が見つかったときには、旧許可証を事務所まで返却してください。	500 円
9	墓地利用許可証の更新 (新形式墓所の利用許可証有効期間満了に伴う)	墓地利用許可証	更新申請は、 <u>有効期間満了日の1年前から行えます。</u> *利用許可証更新申請書は、有効期間満了のお知らせと共に、期間満了の前年に事務所からお送りします。	1,300 円
		住民票 (本籍記載)		
		*利用許可証更新申請書		
10	埋葬場所 (墓所) の返還	墓地利用許可証	埋葬場所は、返還のお手続きの日から一か月以内に、原状に復して、遺留物が無いことを確認(※)していただきます。 尚、返還の手続きが行われた年度分まで管理料が発生します。	無料
		印鑑登録証明書		
		実印		
11	設備設置申請 (新形式墓所への設備設置)	墓地利用許可証(写)	設備設置を行う際の申請です。工事施工者が利用者の代理となり申請することができます。申請から許可までは、最大で2週間かかります。詳しくは各墓所形式の設備設置のリーフレットをご参照ください。	無料
		設備設置申請書 〔墓所形式により申請書が異なります。〕		
		設置物の図面 (壁面型・芝生型の場合)		
12	墓地利用権証明書	墓地利用許可証	他の墓地から市営霊園へご遺骨を改葬する際に、ご遺骨の現存する市町村より、受け入れ証明書を求められた場合に使います。	300 円
13	埋葬証明	墓地利用許可証	ご遺骨が市営霊園に埋葬されていることを証明する書類です。他の霊園に墓地を求める際や改葬する際などに必要となることがあります。	300 円

(※) 原状回復・遺骨の確認について

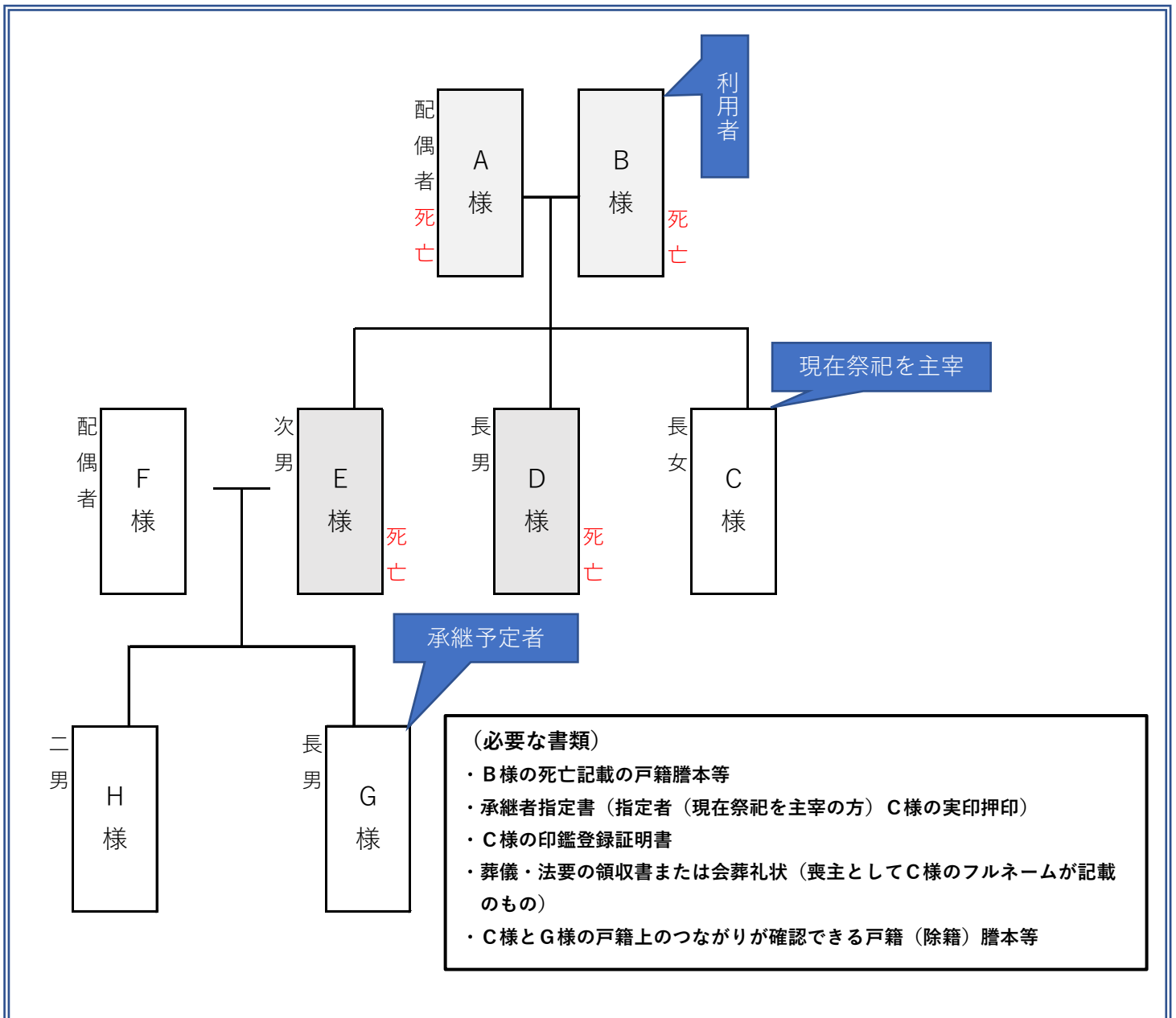
- ご自身が設置された設備をすべて撤去していただきます。
- 事務所職員立ち会いのもと、カロート内に遺留物が無いことを確認して頂きます。

承継手続きには、「共通書類」のほかに変更理由や利用者と承継者の関係によって必要な書類がございます。
 主な変更理由による必要書類は以下となります。
 詳しい説明が必要な場合もございますので、手続きの際は事前に霊園事務所にご相談ください。

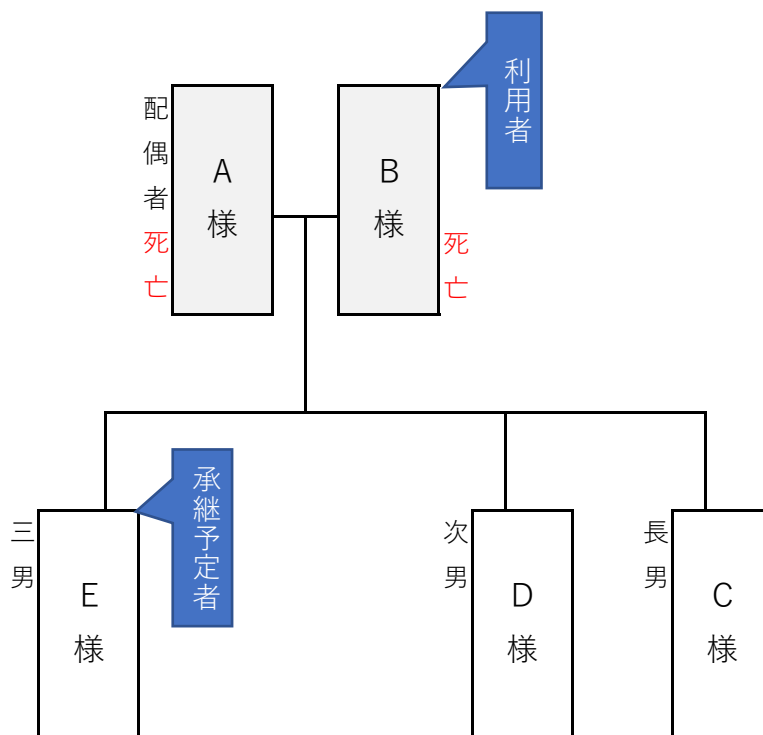
主な変更理由		承継者	必要な書類（提出書類はコピー不可です。）
①利用者が死亡した場合	承継する者を遺言書等で指定している場合	指定された者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の死亡記載の戸籍謄本等（発行から6か月以内のもの） ・承継者の指定の記載がある書類（遺言書等）
	承継する者を指定していない場合	祖先の祭祀を主宰している者	<ul style="list-style-type: none"> ・祭祀を主宰していることが確認できる書類 利用者の葬儀・法要の領収書、または会葬礼状（喪主として承継者1名のみ のフルネームが記載されているもの） ・利用者を緑ヶ丘霊園・早野聖地公園に納骨しない場合は死亡記載のある戸籍謄本等（発行から6か月以内のもの）
		親族等の協議等により定められた者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の初婚から死亡までの本籍が連続して繋がる全ての戸籍謄本等（発行から6か月以内のもの） ・承諾書 協議者全員の記名が必要、申請者と代表者1名については実印の押印が必要です。 ・実印を押した者の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの） ・「協議者全員」の戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本等 ※「現在の祭祀主宰者から承継者を指定された場合」は、承継者指定書など必要書類が異なります。例1、2を御確認ください。
②利用者が生前に承継する場合		指定された者	第一順位者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・承継者指定書に利用者の実印を押したもの ・利用者の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの） 第一順位者以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者と承継者の繋がりがわかる戸籍謄本等

その他の変更理由による承継手続きの場合は、霊園事務所にお問い合わせください。

例 1：現在祭祀を主宰してる者から祭祀承継者として指定された者



例2：承継者が親族等の協議等により定められた者（C、D、E様が協議、E様が承継の場合）



(必要書類)

- ・ B様の死亡記載の戸籍謄本等
- ・ C様、D様の承諾書（申請者（承継予定者）E様と代表者1名（C様またはD様）の実印押印したもの
- ・ 申請者E様と代表者1名（C様またはD様）の印鑑登録証明書